

第 4 1 9 回  
令和 5 年度第 5 回北海道地方最低賃金審議会  
議 事 録

令和 5 年 8 月 2 3 日

北 海 道 労 働 局  
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年8月23日(水) 10:00～10:27

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階共用第1・第2会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、國武委員、蛭川委員  
労働者委員 石田委員、藤田委員、山田委員、和田委員  
使用者委員 片岡委員、桑原委員、柄目委員、中畑委員、藤原委員

【事務局】 友藤労働局長、高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、  
川村賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について
- (2) 今後の特定最低賃金の審議について
- (3) その他

5 議事内容

○杉山室長補佐

事務局の杉山です。

本日出席予定の皆様がおそろいになりましたので、第5回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、亀野会長、労働者代表の金子委員が都合により欠席となりましたが、そのほかの北海道地方最低賃金審議会委員が出席となっていますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員全体の3分の2以上または公労使委員のそれぞれ3分の1以上の出席の要件を満たしていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には、傍聴されている方が13名と、取材のため1社の記者の方がいらっしゃいますことを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を、亀野会長が不在のため、國武会長代理にお願いいたします。

○國武会長代理

小樽商科大学の國武です。今日は亀野会長が所用によりご欠席ですので、代わりに進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づいて議事録を作成することになっており、会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することになっておりますので、

本日の議事録署名委員として労働者代表委員から和田委員、使用者代表委員から中畑委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

○國武会長代理

それでは、議事次第(1)「北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について」に入ります。

当審議会において、北海道最低賃金改正について8月7日・月曜日に北海道労働局長に答申したのですが、最低賃金法に基づき答申の要旨を公示したところ、異議の申立てがありました。

そのため、本日、北海道労働局長から異議申出について諮問されると伺っております。

よろしくお願いいたします。

○牧野賃金室長

賃金室の牧野でございます。私のほうから、今行いました諮問の諮問文について読み上げさせていただきます。

番号：北労発基0823第1号

令和5年8月23日

北海道地方最低賃金審議会 会長殿

厚生労働省北海道労働局長

標題：最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

○國武会長代理

ありがとうございます。

ただいま、北海道労働局長より諮問を受けました。

では、事務局より異議の申出の内容について説明をお願いいたします。

○杉山室長補佐

異議の申出内容について説明いたします。

皆様に配付しています資料に沿って説明いたします。

資料1は、令和5年8月10日付で北海道労働組合総連合から提出がありました異議申立書です。

内容の趣旨は、「北海道最低賃金を40円引き上げて、時間額960円とする答

申は容認できない。さらなる引上げを行うよう再審議を求める」となっています。

次に、資料 2 は令和 5 年 8 月 2 1 日付で「きよの社会保険労務士事務所」より提出がありました異議申出書です。内容が 2 点となっています。

1 点目は、改定決定される時給 9 6 0 円という金額及び最低賃金の上昇率、試みの使用期間中の労働者を含めることは、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を阻害するというものです。

2 点目は、最低賃金を 8 9 1 円に決定すべきという内容になっております。

以上でございます。

#### ○國武会長代理

ありがとうございます。

以上が異議申出の要旨になりますが、これから異議の申出について審議したいと思えます。

労使各側から、ご意見があればお願いしたいと思えます。

まず、労働者代表委員、お願いできますでしょうか。

#### ○山田委員

労働者代表委員の山田です。私のほうから、この異議申立てにつきまして意見を述べさせていただきます。

今回、異議申立てに関しましては 2 件出されまして、大幅な引上げを求めるものと、逆に金額が高過ぎるというような内容となっておりますが、まさにこの内容に沿って金額審議を行ってきたと思っております。

もちろん、労働者側、使用者側それぞれ意見の相違はあったものの、これらを含めて審議した結果であると私どもは受け止めておりますので、この 2 件について労働者側としては棄却を求めたいと思っております。

以上です。

#### ○國武会長代理

ありがとうございます。

続いて、使用者代表委員からも意見を頂戴したいと思えます。お願いいたします。

#### ○桑原委員

使用者側を代表しまして意見を述べさせていただきます。

まず、北海道労働組合総連合様の異議申出についてですが、申出理由は基本的にはこれまでの審議会で議論してきた内容と言えます。

申出書の趣旨は、4 0 円の引上げが不十分ということだと思えますが、引上げ金額につきましては公労使で長時間審議を行い、目安と同額の引上げが採決によって決まったところであります。

また、地域間格差の是正を強く求める内容となっておりますが、もともと北海道の最低賃金は47都道府県の中で13番目に高く、申出書にあるような目安を今回大幅に上回る引上げを行った地域は、改定前の最低賃金が800円台の県が大半と認識しております。

こうしたことから、北海道の状況とは異なると考えており、再審議の必要性はないものと考えます。

もう一件の、きよの社会保険労務士事務所様の異議申出についてですが、申出理由には一部賛同できない点もありますが、生産性向上が伴わない中で最低賃金のみを大幅に引き上げることを問題視していることは使用者側委員が審議会の中で主張してきた内容でございます。

高騰する原材料費や労務費コストなどの価格転嫁が十分ではなく、賃上げ原資の確保が難しい企業がある中で、過去最高の40円という引上げは中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況への配慮が不足していることを強く主張いたしました。審議会では認めていただけませんでした。

したがって、本件についても再審議の必要性はないものと考えます。  
以上です。

○國武会長代理

ありがとうございます。

そのほか、ご意見があれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩波委員

はい。

○國武会長代理

岩波委員、お願いいたします。

○岩波委員

公益委員の岩波と申します。

当審議会において、7月の下旬から8月の中旬にかけて皆で北海道の最低賃金について真摯に、そして十分に審議しましたので、私といたしましては、この異議の申出に対して再審議の必要はないと考えております。

以上です。

○國武会長代理

ありがとうございます。

ほか、ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

よろしければ、労使双方の意見は、今お話がありましたとおり、審議済みとい

うご意見でしたので、当審議会としましても2件の異議申出の内容については十分な審議済みとして棄却するのが相当と判断されるところです。

したがって、令和5年8月7日付の当審議会から北海道労働局長への答申内容について変更する必要性は認められないと決定してよろしいでしょうか。

「はい」

○國武会長代理

異議がないようですので、そのように決定したいと思います。  
それでは、北海道労働局長宛ての答申文の協議に入ります。  
事務局は、答申文(案)の用意をお願いいたします。

○牧野賃金室長

答申文を作成するのに、しばらくお時間をいただきたいのですが。

○國武会長代理

分かりました。  
では、少々お待ちください。  
では、答申文(案)の読み上げをお願いいたします。

○牧野賃金室長

それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。  
日付：令和5年8月23日  
宛先：北海道労働局長  
発信者：北海道地方最低賃金審議会 会長  
標題：最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日に貴職から、令和5年8月7日付け北海道最低賃金の改定決定に係る当審査会の意見に対する「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出に関して意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申のとおり決定することが適当である。

以上でございます。

○國武会長代理

はい。ありがとうございます。  
ただいま読み上げられた答申文（案）で、よろしいでしょうか。

○友藤労働局長  
すみません。

○國武会長代理  
はい。

○友藤労働局長  
本文案で、「当審査会の意見に対する」と書いてありますが、これは「当審議会」の誤りでございますので、直した形でご意見いただければと思います。

○國武会長代理  
分かりました。  
本文2行目の「当審査会」は、「当審議会」ですね。誤植ということですね。  
そのほか、ありますでしょうか。  
よろしいですか。  
では、今の修正を加えたもので答申文の用意をお願いします。

○和田委員  
欠席していても、「会長」は「会長」でいいのですか。

○友藤労働局長  
それは、「会長」で。

○山田委員  
すみません。もう一点いいですか。

○國武会長代理  
はい。

○山田委員  
本文の中で、2行目、「当審査会」は「当審議会」になるのですが、「の意見に対する」異議申出というのは、審議会に対して別に意見じゃないですよ。「答申」なのか、「結果」なのか、そういった文ではないかと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○國武会長代理

言われてみれば、そうですね。

○山田委員

「答申」ですかね。

○國武会長代理

でも、決定したのは局長なので、我々が……。  
例年この文章なのかな。

○牧野賃金室長

そうですね。昨年もこの文章ですね。基本的に。

○國武会長代理

そうですか。  
我々が金額を決めて、それを意見して、局長が決めるという……

○友藤労働局長

これについて私が諮問して、それに対して審議会からご意見いただいていますので、それに対して異議があったという形です。

○牧野賃金室長

意見をいただいたのを公示した結果に対するの異議なので。決定したものに対するの異議ではないので、「意見」にするのか、「答申」でも、まあおかしくはないかとは思いますが、「意見」でも間違いはないかと。

○山田委員

そういう理解であればいいのですけど。

○國武会長代理

間違いなければ、いいですかね。

○山田委員

ええ。

○高橋労働基準部長

最賃法10条が、調査審議を求め、その意見を聞いて、局長が最賃を決定することですので、審議会からの意見を聞いたという形ですので、今回ここが当審議会からの意見についてという形になります。

○山田委員

ありがとうございます。

○國武会長代理

では、答申を行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○友藤労働局長

ありがとうございます。

○國武会長代理

局長から、ご挨拶があると伺っております。よろしく願いいたします。

○友藤労働局長

委員の皆様方には、大変暑い中、またご多用の中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

昨日までに申出がなされました2件の異議につきまして、ただいま内容に変更がない旨の答申をいただきました。

今後は、地域別最低賃金の10月1日の発効に向けて諸手続を進めてまいりたいと思っておりますし、本審議会のご報告にもありましたとおり、各種助成措置の周知など、中小事業主等への支援といったことについて引き続き諸々の措置を進めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方には、諮問以降、長期間にわたりましてご審議をいただいたことに対しまして改めてお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

○國武会長代理

ありがとうございました。

では、次の議事に移りたいと思います。

○國武会長代理

議事次第(2)「今後の特定最低賃金の審議について」に入ります。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

事務局から説明いたします。

今後の特定最低賃金の審議ですけれども、9月上旬から業種ごとに専門部会を開催していきたいと考えております。現在、できる限り日程調整を行って専門部会開催の準備を進めております。決定次第、各委員に宛てて連絡する予定であり

ます。

次に、事務局サイドから労使代表委員の皆様へのお願いになりますが、4業種の第1回専門部会から「意向表明」、いわゆる業界の情勢や賃上げの状況、できれば金額提示などをお願いできればと考えております。ご協力をお願いいたします。この件につきましては、改めて特定最低賃金の全委員に連絡させていただきます。

最後に、各専門部会での結審が全会一致とならなかった場合及び特定最低賃金の答申に対して異議申出があった場合は、該当する業種に係る審議のために本審議会の開催が必要となりますので、あらかじめご承知おきください。よろしくお願いいたします。

○國武会長代理

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、日程調整の上、9月上旬から4業種ごとの専門部会が開催される予定となっています。

各業種の専門部会委員になれる方は、引き続きよろしくお願いいたします。

○國武会長代理

最後に、議事次第(3)「その他」になりますが、何かございますか。

はい。山田委員、よろしくお願いいたします。

○山田委員

すみません。今の事務局の説明で、1つ質問でございます。

各業種ごと、4業種ありますけれども、我々でいったら賃上げの状況を、その業種ごとで分かる範囲で何か欲しいという理解でよろしいでしょうか。

○川村賃金指導官

そのとおりでございます。

○山田委員

分かりました。

○牧野賃金室長

できれば、最初から審議に入りたいというのが私の考えでございます。

○山田委員

よろしいですか。

○國武会長代理

はい。どうぞ。

○山田委員

資料として出すのは、できる限り協力したいと思いますが、各業種に身を置いている人たちが専門部会委員としているものですから、その業種等々で十分把握できるのではなからうかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

データの的にもう少し幅を持たせてほしいという意味合いなのか、そうでなければ、労使双方が4業種それぞれの方々が専門部会委員としているので、十分把握できているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○川村賃金指導官

山田委員がおっしゃるとおりなのですけれども、要は第1回専門部会が例年日程調整だけで終わっているケースが多いものですから、できれば事前に労使のほうからそれぞれの業界の状況とか説明していただいたほうが専門部会の審議もスムーズに進むのではないかということで、お願いでございます。

○國武会長代理

先ほどの説明だと、事務局のお願いで、意向表明と、金額とか少し内容に踏み込むような準備をできる範囲でお願いしたいという趣旨かと思ったのですけれど、4業種それぞれ事情が違ったり、準備が難しいという場合は、それはそれでやむを得ないという趣旨で間違いはないですかね。

○川村賃金指導官

はい。

○桑原委員

よろしいですか。

○國武会長代理

はい。

○桑原委員

今お聞きした内容なのですけれども、近年、日程の関係で合同会議ができなかったというふうに認識しているのですが、もう一つ申し上げたいのは、各業種ごとの部会について当然、私たちが全部知っているわけでも何でもなくて、その部会の委員の人たちが中心になって進めていく中で、合同会議のときにどこかの誰かが代表して金額提示というのは非常に難しい話だと私は考えております。

各部会ごとに金額提示するのであれば、それは分かるのですけれども、合同会議として誰かが4業種をまとめたような金額提示は、ちょっとできないのではないのでしょうか。

○川村賃金指導官

4業種合同の場合はそうかもしれませんが、労使がつかんでいるそれぞれの業界の状況をお話しいただければと思っていたので、金額提示が難しければ。

○牧野賃金室長

今回、合同会議はしないです。いきなり4業種別々に始めるつもりなのです。

○桑原委員

ああ、そうですか。

○牧野賃金室長

はい。昨年もしようと思ったのですが、結局それだけの人数の日程調整というのが現実的に難しいものですから、今回は最初から各専門部会ごとに開催をしていくので、1回目から各部会の議論を始めたいということでのお願いになります。

○桑原委員

分かりました。それであれば、全く問題ないと思います。

○川村賃金指導官

すみません。合同会議のことは、今、日程調整をしている段階ではちょっと厳しいなという状況でございますので。申し訳ありません、言葉足らずでした。

○桑原委員

私も、今、合同会議を前提にした話だと思って聞いていたものですから。申し訳ございません。

○國武会長代理

念のため確認しますと、今の話は、業種ごとの専門部会の委員にも事務局としてはお願いしたいと。

○川村賃金指導官

はい。

○國武会長代理

ここのメンバーでない部会もたくさんありますよね。

○川村賃金指導官

はい。

○國武会長代理

じゃあ、それで一応お願いしますが、そこは状況によって、第1回から提示は難しいという場合もあり得ると思いますので、それはそういうものとして理解していくということでよろしいですか。

趣旨としては、1回目から実質審議に入りたいということだと思いますので、いろいろ事情はあるかと思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特にないようでしたら、本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上